

コーポレート・ガバナンス

(2009年3月31日現在)

コーポレート・ガバナンスに関する 基本的な考え方

当社企業グループは、ヤマトグループ企業理念に基づき、法と社会的規範に則った事業活動を展開するとともに、コンプライアンス経営を推進しております。そして、グループにおける経営資源を有効活用し企業価値の最大化を図ることを経営上の最重要課題の一つとして位置付け、コーポレート・ガバナンスの取り組みとして経営体制の強化と施策に対して実践しております。

コーポレート・ガバナンスの状況

当社の経営上の意思決定、執行および監督に関わる経営管理組織としては、取締役会、経営諮問会議、執行役員会議を設置し、重要事項の意思決定を迅速・的確に行える経営体制としております。当社は取締役の定数を12名以内とする旨定款に定めており、また事業年度毎の経営責任の明確化を図るため、取締役の任期は1年としております。

当社の取締役は6名で、うち2名が社外取締役です。社外取締役は、経験豊富な経営者としての観点から、経営全般につき必要な発言・助言を適宜行っております。

監査役については、常勤監査役2名と社外監査役2名で監査役会を構成し、取締役会、その他重要な会議に出席するなど、取締役の職務の執行を監査することにより、健全な経営と社会的信頼の向上に努めております。また、監査役を補助する専任スタッフ1名を配置することにより、監査役の監査業務が円滑に遂行できる体制としております。さらに、グループ監査役連絡会を定期的開催し、主要事業会社の常勤監査役と監査方針・監査方法などを協議するほか、情報交換に努めるなど連携強化を図っていることに加え、内部監査人との定期的な報告会を開催し、情報交換を行っております。

なお、2009年6月25日付にて、監査体制の一層の強化のため、公認会計士の資格を有する社外監査役を1名選任し、常勤監査役1名、社外監査役3名としております。

社外監査役は、監査役会および定期的開催する代表取締役社長と監査役との意見交換会に出席し、監査役の立場から必要な発言を行い、経営施策に関する質問を行うなど、取締役の職務執行状況について確認しております。

